証券コード 7034 2020年1月10日

株主各位

東京都港区芝大門一丁目10番11号 株式会社プロレド・パートナーズ 代表取締役 佐 谷 進

#### 第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数な がら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示 いただき、2020年1月28日(火曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い 申しあげます。

敬具

1. 日 時

記 2020年1月29日(水曜日)午前11時 [受付開始 午前10時30分予定] (開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。) 東京都港区芝公園一丁目5番10号 芝パークホテル別館 2階「ローズ」 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

2. 場 所

3. 目的事項

報告事項 第12期(2018年11月1日から2019年10月31日まで)

事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

議案 取締役5名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお 願い申しあげます。

本招集ご通知に添付すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス https://www.prored-p.com/)に 掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

・計算書類の「個別注記表」

したがいまして、本招集ご通知に記載しております計算書類は、会計監査人及び監査役が監査報告 の作成に際して監査した計算書類の一部であります。

なお、事業報告、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項について修正が生じた場合は、上記当 社ウェブサイトに掲載いたします。

#### (添付書類)

## 事 業 報 告

(2018年11月1日から) (2019年10月31日まで)

#### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦や英国のEU離脱問題の長期化に伴う世界経済の下振れリスクによる景気動向の不確実性から、国内企業においても収益拡大に足踏みがみられ、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経済状況の中、当社の事業領域であるコンサルティングサービス市場におきましては、2018年の市場規模が7,659億円と前年比6.4%増となっており、コンサルティングサービス市場の内、ビジネスコンサルティング市場の市場規模は、前年比7.8%増の4,227億円と特に高い成長を遂げております。なお、戦略、財務・経理、業務改善、組織・変革、ガバナンス、リスク、コンプライアンス、その他の5セグメントの全領域においても、前年比6%を超える成長を遂げており、特に業務改善(Operations)コンサルティングが8.9%と、最も高い成長率となっております。また、主要ファームはDX支援に向けた人材強化に引き続き積極的であり、サービス提供側の対応力も徐々に拡大していることから、2019年以降も高成長を継続し、デジタル関連コンサルティング市場は2018年~2023年の年間平均成長率(CAGR:Compound Annual Growth Rate)は29.3%で拡大、2023年には2,568億円に達すると予測されております。以上の結果、国内コンサルティングサービス市場は、2018年~2023年のCAGRが5.4%となり、2023年の市場規模は9,969億円に達すると予測されております(注1)。

このような経営環境のもと、当社としては営業パートナーの拡充及びリレーション強化、営業人員の増員などにより、契約締結を進めてまいりました。また、コンサルティングにおいては、BPOからBPRまで、幅広いコストマネジメントを引き続き推進しつつ、各業務の標準化及びRPA(注2)・OCR(注3)・AI(注4)等のシステム化を進めることで、効率的かつ効果的なサービスを提供できるよう事業活動を進めてまいりました。さらには、市場で大きなニーズのある、SALES GROWTH(売上アップ)やBPRにおける完全成果報酬でのサービス提供を開始するなど、更なる事業領域の拡大を推進しております。

この結果、当事業年度の業績は、売上高2,641百万円(前期比60.0%増)、営業利益1,065百万円(同73.2%増)、経常利益1,046百万円(同76.8%増)、当期純利益682百万円(同79.2%増)となりました。

なお、当社はコンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は しておりません。

- (注) 1. 2019年4月2日にIDC Japan株式会社が発表した、「国内コンサルティングサービス市場」予測を参照しております。
  - 2. R P A (Robotic Process Automation) とは、ロボットによる業務自動化の取り 組みを指します。
  - 3. OCR (Optical Character Recognition/Reader) とは、手書きの文字や印刷された文字を読み取り、データと照らし合わせ文字を判断し、電子テキスト化するシステムのことを指します。
  - 4. A I (Artificial Intelligence/人工知能)とは、言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術を指します。

#### ② 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は8百万円であり、主にサテライトオフィスの 増床によるものであります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

### ③ 資金調達の状況

当事業年度の資金調達は、経常的な資金調達のみで、特に記載すべき事項はありません。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。

② 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 該当事項はありません。

#### (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

	区 分		第 9 期 (2016年10月期)	第 10 期 (2017年10月期)	第 11 期 (2018年10月期)	第 12 期 (当事業年度) (2019年10月期)
売	上 高(百万円		515	1,013	1,651	2,641
経	常利	益(百万円)	45	279	591	1,046
当	期純利	益(百万円)	33	198	380	682
1 棋	*当たり当期純	利益(円)	16.53	99.37	114.42	132.66
総	資	産(百万円)	372	724	3,424	4,718
純	資	産(百万円)	147	346	2,977	3,670
1 柱	朱当たり純貧	資産 (円)	73.80	173.17	581.88	706.56

(注) 2018年3月31日付で普通株式1株につき1,000株の割合で、2019年6月12日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

第9期(2016年10月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

#### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

#### ① 市場対応力の強化

当社は、クライアントのあらゆる経営課題の解決に確約することを目的に、成果をクライアントと共有する成果報酬型コンサルティングのサービス拡充を図ってまいります。また、既に提供しているコンサルティング・サービスにおいては、プロジェクト期間の短縮及びクオリティの向上を進め、クライアントへの満足度向上からリピート率(クロスセル)の向上へとつなげてまいります。

#### ② 優秀な人材の採用と育成

当社事業の中核である経営コンサルティング・サービスの策定とその実行支援を行うためには、高い能力を有する人材が必要になります。そのため、今後持続的な成長及び発展をしていくためには、常にメンバーの能力を高めるという質的向上と、高い能力を有する人材を獲得するという量的拡大の両方の施策が必要であります。質的向上については、充実した研修プログラムやコンテストを設けてビジネススキルの向上を図るとともに、多様性を重んじて個人の成長を最大限に引き出しております。量的拡大については、リクルーティングの方法として、多様なリクルーティングチャネル及びリファーラルを活用していく方針であります。また、社内環境は、メンバーへのストック・オプション制度の実施、ロイヤリティを求めない多様な価値観を認め合える社風、安心して働きやすい環境・待遇の整備に努めてまいります。

#### ③ 大企業への営業力

当社にはコンサルティング・サービスを通じて、これまで積み重ねてきた実績とパートナー陣の幅広い人的ネットワークがあり、プロジェクトの受注においても奏効しております。今後は企業として組織的に営業活動を行うべく、会社としての実績を着実に一つ一つ積み重ね、ブランディングを踏まえた広報活動を通して、企業としての信用を向上させることが必要と考えております。BtoBビジネスに必要な認知度向上のために随時セミナーや出版を行い、マスコミとも良好な関係を構築することで、当社の知名度の向上を図っていく方針であります。なお、今後より一層の社会的信用力や知名度の向上を図り、当社の企業価値の更なる向上を実現していくためには、東京証券取引所市場第一部への市場変更を行うことが重要であると考え、市場変更申請に向けた準備を開始いたしました。

#### ④ ITテクノロジーへの対応

当社は、ビッグデータやRPAといった最新のITテクノロジーを活用することで、コンサルティングの品質向上を実現しております。クライアントへ最適なソリューションを提供するためには、今後もITテクノロジーを活用する必要があると考えております。常に自分達が変革し続けなければならないという信条のもと、「AI×BPR LAB」と銘打って立ち上げた取り組みにて最新のITテクノロジーを積極的に導入し、更なるコンサルティング品質向上とより幅広いクライアントへのサービス提供に努めてまいります。

- ⑤ グローバルな総合コンサルティングファームとしての成長とビジネスの拡大 当社は、グローバルに事業を展開しているクライアントの海外現地における支援ビジネスを 拡大するために、アジア地域を中心とした海外への展開が必要であると考えております。今後、 シンガポールを拠点として、東南アジア、東アジアにおけるビジネスの進出に取り組んでまい ります。
- ⑥ コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制

当社が継続的な成長を続けるためには、コーポレート・ガバナンスの更なる強化と内部管理体制の強化が重要であると認識しております。コーポレート・ガバナンスに関しては、経営の効率性、健全性を確保すべく、監査役会の設置や内部監査の実施及び内部統制システムの整備によりその強化を図っております。また、内部管理体制については、管理部門の増員を実施しておりますが、適時開示の重要性が高まる中、適時開示の専任者の採用を図るなど、一層の体制強化が必要であると認識しております。

#### (5) 主要な事業内容(2019年10月31日現在)

事	業	X	分	事	業	内	容			
				ローコスト戦略(間	接材/直接材マネ	ジメント)				
<b>√</b> ∇ ≥≤ −	LL	–		ローコスト戦略 (BPO/BPR)						
経営二	」ノザ	ルナ・	インク	営業戦略/マーケティング戦略						
				CREマネジメント						

#### (6) 主要な営業所(2019年10月31日現在)

本 社	東京都港区
-----	-------

#### (7) 使用人の状況 (2019年10月31日現在)

19	吏	用	人	数	前事業年度末比増	平	均	年	岩口	平均勤続年	数
			104	(2) 名	25名増(1名減)				31.7歳		2.2年

- (注) 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。
- (8) 主要な借入先の状況 (2019年10月31日現在) 該当事項はありません。
- (9) **その他会社の現況に関する重要な事項** 該当事項はありません。

#### **2. 株式の状況** (2019年10月31日現在)

(1) 発行可能株式総数8,000,000株(2) 発行済株式の総数5,194,600株(3) 株主数810名

(4) 大株主

株	主	名	持	株	数	持	株	比	率
株式会社SH	INKインベスト	メント		2,	400千株				46.2%
佐谷	ì	進		(	653				12.6
株式会社カブ	゜セルコーポレー	・ション		,	360				6.9
日本マスタート	トラスト信託銀行権 託 □	朱式会社 )			238				4.6
山 本	卓	司		:	220				4.2
BNY GCM C JPRD AC	CLIENT ACCO CISG (FE-	OUNT - A C )			99				1.9
野村信託銀行	亍株 式 会 社 ( 投	信 🗆 )			92				1.8
Ш	貴	弘			92				1.8
資産管理サー	·ビス信託銀行株 投 資 信 託	式会社			70				1.4
GOLDA INTER	NANSA NATIOI	C H S N A L			66				1.3

(注) 持株比率は、自己株式 (68株) を控除して計算しております。

## (5) その他株式に関する重要な事項

① 発行可能株式総数

2019年5月17日開催の取締役会決議により、2019年6月12日付で定款の変更を行い、発行可能株式総数は4,000,000株増加し、8,000,000株となっております。

② 発行済株式の総数

2019年5月17日開催の取締役会決議により、2019年6月12日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより発行済株式の総数は2,568,600株増加しております。また、ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は68,000株増加しております。

#### 3. 新株予約権等の状況

## (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	1年*/																				
						第	2		新	株	予	約	権	第	3		新	株	予	約	権
発	行	決	議	Š	В		2	201	7年	8月	17E	3			2	201	7年	9月	14E	3	
新	株	多約	権	の	数								631個								140個
新株	株予約式 0	権 の ) 種	目的類	とな	る数	普通株(新株予	式約格	至11	個に	つき	1.		200株 200株)	普通株	式約格	至 1	個に	つき	į.	28,	000株 200株)
新	株予約	り権の	) 払 i	2 金	額	新株予しない		を と	引換	えに	払し	心心	みは要	1株に	つき	£27	7円				
新出	株予約7	権の行	使に 建	際 し の 価	, て 額	新株予(1株当	約権	を 全 し し	個当	たり		13,	500円 135円)	新株子 (1株当	約権	至 1 丿	個当	4たり	)	13,	500円 135円)
権	利	行	使	期	間						3日か 7日ま				201 202	19年 27年	₹ 2 ₹10	月 1 )月2	日 日 記	からまで	
行	使	の	条	=	件				(注	) 2							(注	È) 3	}		
		取(社外	締 取締役	を除ぐ	役 <)	新株予 目的と 保有者	なる	重の る株:	数 式数		4	40,	200個 000株 1名	新株予 目的と 保有者	はる	を作	数 式数				- 個 - 株 - 名
	員 の 有状況	社 夕	↓ 取	締	役	新株予 目的と 保有者	なる	重の る株:	数 式数				- 個 - 株 - 名	新株予 目的と 保有者	:なる	を作	数 式数	<u></u>		20,	100個 000株 1名
		監	查		役	新株予 目的と 保有者	なる	重の る株:	数 式数				- 個 - 株 - 名	新株予 目的と 保有者	:なる	重の る株	数 式数			8,	40個 000株 1名

- (注) 1. 2019年6月12日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。
  - 2. 新株予約権者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。
    - 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
  - 3. 2018年10月期乃至2020年10月期のいずれかの事業年度の当社の営業利益が400百万円を超過した場合、新株予約権者は付与された全ての新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、従業員又はパートナー、アドバイザーであることを要しないものとする。ただし、本新株予約権を保有することが適切でないと取締役会が判断した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

#### 4. 会社役員の状況

(1) **取締役及び監査役の状況** (2019年10月31日現在)

É	会社に	おけ	る地位	<u> </u>	凡	-		名	担当及び重要な兼職の状況
代	表	取	締	役	佐	谷		進	
専	務	取	締	役	Ш	本	卓	司	営業本部長
専	務	取	締	役	遠	藤		矢	コンサルティング本部長
取		締		役	安	藤	_	郎	ハノーバー・アソシエイツ株式会社 代表取締役 株式会社FiNC Technologies 取締役
取		締		役	若	杉	忠	弘	株式会社グロービス ディレクター 学校法人グロービス経営大学院 教授
常	勤	監	査	役	細	$\blacksquare$	和	典	
監		査		役	渡	辺	喜	宏	地山株式会社 代表取締役
監		査		役	大			毅	大総合法律事務所 所長

- (注) 1. 取締役 安藤一郎氏及び取締役 若杉忠弘氏は、社外取締役であります。
  - 2. 常勤監査役 細田和典氏、監査役 渡辺喜宏氏及び監査役 大毅氏は、社外監査役であります。
  - 3. 監査役 渡辺喜宏氏は、金融機関の出身者であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - 4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、 同取引所に届け出ております。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

#### (3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区						分	員	数	報酬等の額
取 (う	5	社	締外	取	締	役 役)		5名 (2)	74百万円 (4)
監(う	5	社	查 外	監	査	役 役)		3 (3)	14 (14)
合 (う	ち	社	Ė	外	役	計 員)		8 (5)	88 (18)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2016年10月21日開催の臨時株主総会において、年額120百万円以内と決議 いただいております。
  - 2. 監査役の報酬限度額は、2016年10月21日開催の臨時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。

#### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・取締役 安藤一郎氏は、ハノーバー・アソシエイツ株式会社 代表取締役及び株式会社FiNC Technologies 取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役 若杉忠弘氏は、株式会社グロービス ディレクター及び学校法人グロービス経営大 学院 教授であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役 渡辺喜宏氏は、地山株式会社 代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役 大毅氏は、大総合法律事務所 所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

				出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取締役 安	藤	_	郎	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。取締役会では、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役 若	杉	忠	弘	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席いたしました。取締役会では、経営コンサルタント及びビジネス教育に携わる者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役細	Ш	和	典	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会13回の全てに出席 いたしました。取締役会及び監査役会では、経営コンサルタントとして の豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。
監査役 渡	辺	喜	宏	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会13回の全てに出席 いたしました。取締役会及び監査役会では、主に財務・会計等に関し、 専門知識と豊富な経験に基づき、適宜発言を行っております。
監査役 大			毅	当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回、及び監査役会13回のうち10回に出席いたしました。取締役会及び監査役会では、主に弁護士としての高度な専門知識と豊富な経験に基づき、適宜発言を行っております。

#### 5. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

#### (2) 報酬等の額

	報	怬	等	の	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額				16Ē	万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額				16	

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監 査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
  - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、 株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 当社は、役員及び従業員が法令及び定款を遵守して業務を行うために必要となる各種社内 規程を整備するとともに、周知のために社内研修を実施し、社内規程に則した業務遂行の 徹底に努めてまいります。
  - b. 当社は、事業の発展の前提としてコンプライアンスが最優先事項であると位置づけ、その 基本原則を定めた「コンプライアンス規程」を制定し、これを全社的に実践することで、 全ての役員及び従業員に対して法令遵守を義務付けます。
  - c. 当社の役員又は従業員が当社内において法令又は定款、その他社内規程に反する行為を発見した場合には、管理本部長又は顧問法律事務所に通報するものとし、早期に把握と対応が可能な体制を構築しております。なお、通報者の匿名性の確保、その他当該通報を行うことによって通報者に不利益が及ばないよう保護される制度としております。
  - d. 代表取締役によって指名された内部監査担当者は、当社各部門を監査して法令及び定款の 遵守について確認を行い、内部監査の結果を代表取締役に報告いたします。
  - e. 財務報告の適正性を確保するために、経理及び決算業務に関する規程の制定のほか、財務報告の適正性に係る内部統制を整備し、運用を行います。また、毎期これらの状況を評価し、不備の有無を確認し必要な改善を図ってまいります。
  - f. 当社は反社会的勢力との関係は一切持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度でこれ に抵抗いたします。全ての役員及び従業員は、当社の定める反社会的勢力対応規程や細則 に基づき反社会的勢力の排除に向けて行動いたします。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 取締役会議事録、取締役が職務の執行において意思決定を行った稟議書等の記録文書(電磁的記録を含む)、その他重要な情報の保存は、法令及び「文書管理規程」に基づき適正に保存いたします。
- b. 取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるようにいたします。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a. 当社の事業を取り巻く損失の危険(リスク)の把握と対応のために「リスク管理規程」を 整備し、顕在化したリスクあるいは潜在的なリスクに対して対応を検討します。
  - b. 各部門においては日常的に自部門に係るリスクの把握に努め、当該リスク情報は隔週で開催するマネージャー会議での報告を通じて社内で共有を図り、必要な対応を講じます。重要なリスクについては取締役会において対策を協議し、適時、実効性のある対策及び再発防止策を実行いたします。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a. 毎月取締役会を開催し、また必要な場合には臨時取締役会を開催し、事業運営上の重要な 事案について迅速に意思決定を行います。
  - b. 業務意思決定に関する権限を「職務権限規程」に基づいて各職位に適切に付与し、効率的 な業務執行を行います。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、当該 監査業務の補助に当たれるよう配置いたします。
- ⑥ 上記⑤の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の 実効性の確保に関する事項
  - a. 監査役職務の補助者は、当該補助業務に関しては取締役から独立性を有するものとし、人事評価や異動、処分を行う際には、必要に応じて監査役の同意を要するものとします。
  - b. 監査役から補助業務に係る指示が行われた場合、当該補助者は当該職務に関して取締役その他従業員からは指示を受けないものとし、監査役からの指示のみに服するものとします。
- ② 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを 理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - a. 取締役及び従業員は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行います。また、取締役が会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、又は法令や定款に違反する重大な事実を発見した場合、速やかに監査役へ報告することとしております。

b. これらの報告をした者に対し、監査役への報告を理由として不利益な処遇をすることは一 切行いません。

#### ⑧ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役は取締役会に毎回出席し、議事に対して必要な意見を述べるほか、取締役の職務執 行の報告を受け、適宜質問を行います。
- b. 監査役会には、法令に従い社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保いたします。
- c. 当社各部門の業務状況について日常的な部門監査を通じて確認するほか、内部監査担当者からの報告受領、また、監査法人から会計監査についての報告を受け必要な意見交換を適宜行い、監査の実効性を確保します。
- d. 監査役が職務の執行のために必要となる費用又は債務を、前払い又は精算等により当社に 請求した際には、当該請求が職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに これを処理するものとします。

#### (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役会の職務執行

取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しており、社外取締役を2名選任し、かつ、 取締役会等を通じて社外取締役から発言が積極的に行われる機会を設けることで、監督機能を強 化しております。当事業年度、取締役会は14回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、 かつ適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が出席しました。

#### ② 内部監査の実施

当事業年度、内部監査担当者は内部監査計画に基づき、法令順守状況について業務監査を実施し、代表取締役に報告を行いました。

#### ③ 監査役の職務執行

監査役会を13回開催したほか、監査役は監査役会において定められた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役との定期的な会合を持つことで、監査機能の強化及び向上を図っています。また、会計監査人や内部監査担当者と連携した監査、当社の全部署の内部監査の状況の確認を通じて、当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行っております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 貸借対照表

(2019年10月31日現在)

(単位:千円)

			(単位·十円)
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	4,471,462	流 動 負 債	689,479
現金及び預金	4,154,725	量 掛 金	17,722
売 掛 金	277,804	1年内償還予定の社債	80,000
仕 掛 品	1,683	未払金	58,692
貯蔵品	321	未払費用	163,559
前 払 費 用	33,923	未払法人税等	285,215
前 払 費 用 そ の 他	3,004	未払消費税等	74,262
	3,00 :	前    受   金	4,672
固 定 資 産	247,296	預り金	5,329
有形固定資産	50,230	そ の 他	24
建物附属設備	67,157	固定負債	358,646
減価償却累計額	△21,806		320,000
工具、器具及び備品	8,073	資産除去債務	38,646
減価償却累計額	△3,194	負 債 合 計	1,048,125
	,	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産	5,722	株 主 資 本	3,670,255
ソフトウエア	5,722	資 本 金	1,140,333
	,	資本剰余金	1,130,333
投資その他の資産	191,343	資本準備金	1,130,333
投資有価証券	94,627	利益剰余金	1,399,968
出資金	30	その他利益剰余金	1,399,968
長期前払費用	75	繰越利益剰余金	1,399,968
繰 延 税 金 資 産	24,173	自己株式	△380
敷 金 及 び 保 証 金	72,436	新株予約権	378
		純 資 産 合 計	3,670,633
資 産 合 計	4,718,758	負 債 純 資 産 合 計	4,718,758

## 損益計算書

(2018年11月 1 日から) 2019年10月31日まで)

(単位:千円)

									(単位:千円)
	彩	+						金	額
売			上		高				2,641,817
売		上		原	価				595,678
売		上	総	利	益				2,046,139
販	売	費及	びー	般管	理 費				980,811
営		業		利	益				1,065,327
営		業	外	収	益				
	受		取		利		息	409	
	助		成	金	収		入	1,440	
	執	筆	及	$\Omega_{i}$	講	演	料	140	1,990
営		業	外	費	用				
	支		払		利		息	15	
	社	,	債	発	行		費	4,532	
	投	資	事業	組	合 運	用	損	16,108	
	そ			$\mathcal{O}$			他	14	20,670
経		常		利	益				1,046,647
税	弓	前	i 当	期	純	利	益		1,046,647
法	人	税、	住 民	税	及 び :	事 業	税	371,280	
法		人	税	等	調	整	額	△7,306	363,973
当		期		純	利		益		682,674

## 株主資本等変動計算書

(2018年11月 1 日から) 2019年10月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本						
		資本剰余金利益剰余金		制余金			
	資本金	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰 余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,134,890	1,124,890	1,124,890	717,294	717,294	_	2,977,074
当期変動額							
新株の発行(新株予約 権の行使)	5,443	5,443	5,443				10,886
自己株式の取得						△380	△380
当期純利益				682,674	682,674		682,674
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	5,443	5,443	5,443	682,674	682,674	△380	693,180
当期末残高	1,140,333	1,130,333	1,130,333	1,399,968	1,399,968	△380	3,670,255

	評価・換	算差額等		
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算差 額等合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	△194	△194	664	2,977,544
当期変動額				
新株の発行(新株予約 権の行使)				10,886
自己株式の取得				△380
当期純利益				682,674
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	194	194	△286	△91
当期変動額合計	194	194	△286	693,088
当期末残高	_	_	378	3,670,633

#### 会計監查報告

#### 独立監査人の監査報告書

2019年12月16日

株式会社プロレド・パートナーズ

取締役会 御中

#### EY新日本有限責任監査法人

指 定 有 限 責 任 社 員 公認会計士 新 居 伸 浩 印 指 定 有 限 責 任 社 員 公認会計士 善 方 正 義 印  $\frac{1}{8}$  務 執 行 社 員 公認会計士 善 方 正 義 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プロレド・パートナーズの2018年11月1日から2019年10月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年12月16日開催の取締役会において第 三者割当てによる第4回新株予約権の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

#### 監査役会の監査報告

#### 監査報告書

当監査役会は、2018年11月1日から2019年10月31日までの第12期事業年度の取締役の 職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作 成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対 照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討 いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は 認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部 統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年12月20日

株式会社プロレド・パートナーズ 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 細 田 和 典 印

社外監査役 渡 辺 喜 宏 ⑩

社外監査役 大 毅 印

以上

#### 株主総会参考書類

#### 議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役2 名を含む取締役5名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

所有する当社の株式数………… 653,400株 

再 任

#### [略歴、当社における地位及び担当]

2002年 4 月ジェミニ・コンサルティング・ジャ2005年 4 月ジャパン・リート・アドバイザーズ<br/>株式会社入社 2002年11月

パン・インク 入社 ブーズ・アレン・アンド・ハミルト ン株式会社 (現PWCコンサルティ ング合同会社) 編入

2008年4月 当社 設立 代表取締役 (現任)

[重要な兼職の状況]

候補者番号

所有する当社の株式叙・・・・・・ 220,300 (1979年7月2日生) 所有する当社の株式叙・・・・・ 3年3か月 取締役会出席状況・・・・・・ 14/14回

#### [略歴、当社における地位及び担当]

2002年4月 株式会社リクルート (現株式会社リ 2018年11月 当社 専務取締役営業本部長 (現

2002年4万株式云社リンルート(現株式会社リクルートホールディングス) 入社 2007年5月2007年5月アクセンチュア株式会社 入社 2009年12月当社 入社 パートナー 2016年10月当社 取締役営業本部長

[重要な兼職の状況]

候補者番号

# **喜女** (1977年2月7日生)

所有する当社の株式数………… 32,500株 3年3か月 14/14回

取締役コンサルティング本

再 任

#### [略歴、当社における地位及び担当]

2002年 4 月 ジェミニ・コンサルティング・ジャ パン・インク 入社 ブーズ・アレン・アンド・ハミルト

2002年11月 ン株式会社(現PwCコンサルティ

ング合同会社) 編入 2011年3月 株式会社ディー・エヌ・エー 入社 2015年2月 当社 入社 新規事業部 部長

2018年11月 当社 専務取締役コンサルティン グ本部長 (現任)

2015年11月 当社 コンサルティング第三部

部長

当社

2016年10月

[重要な兼職の状況]

候補者番号

**一贯** (1960年9月29日生)

所有する当社の株式数…………… 2年9か月 14/14回

再任

社外

独立

#### [略歴、当社における地位及び担当]

1986年 4 月 キヤノン株式会社 入社 1992年 7 月 ジェミニ・コンサルティング・ジャ パン・インク 入社 1996年 7 月 同社 プリンシパル

1998年 9 月 アメリカン・エキスプレス・インタ ーナショナル 入社

1999年4月 同社 副社長(旅行・法人事業担 当)

2002年7月 ベイン・アンド・カンパニー 入社 2004年4月 DHLジャパン株式会社 取締役 2006年6月 日本マクドナルド株式会社 上席

執行役員 (経営戦略担当) 2010年4月 株式会社レックス・ホールディング ス(現株式会社レインズインターナ ショナル) 代表取締役社長

2013年 2 月 ハノーバー・アソシエイツ株式会社 設立 代表取締役 (現任)

2013年12月 プリモ・ジャパン株式会社 取締役

会長

2015年12月 株式会社ソシエ・ワールド 取締役

2016年 6 月 同社 代表取締役 2017年 4 月 当社 取締役 (現任)

2017年 4 月 2017年 6 月 株式会社江戸一 取締役

 2017年4月
 株式会社江戸一 取締役

 2017年6月
 同社 代表取締役

 2018年1月
 クレストホールディングス株式会社 代表取締役

 2018年11月
 株式会社FINC Technologies 常

務執行役員 2019年 3 月 同社 取締役 (現任)

#### [重要な兼職の状況]

ハノーバー・アソシエイツ株式会社 代表取締役 株式会社FiNC Technologies 取締役

候補者番号

## **忠弘** (1977年10月4日生)

所有する当社の株式数…………… 2.000株 2年1か月 13/14回

#### 再 任

計 外

独立

#### [略歴、当社における地位及び担当]

2002年 4 月 ジェミニ・コンサルティング・ジャ

パン・インク 入社 ブーズ・アレン・アンド・ハミルト 2002年11月 ン株式会社(現PwCコンサルティ

ング合同会社) 編入 2010年7月 Dagosa Consulting, Ltd. 入社 2013年4月 株式会社グロービス 入社

2013年 4 月 一般社団法人ポジティブ心理学協 会 理事 (現任)

2015年7月 株式会社グロービス ディレクタ - (現任)

2015年7月 学校法人グロービス経営大学院

教授 (現任)

2017年12月 当社 取締役 (現任)

一般社団法人人生100年生き方塾 2019年2月 理事(現任)

[重要な兼職の状況]

株式会社グロービス ディレクター 学校法人グロービス経営大学院 教授

- (注) 1. 各取締役候補者の選任が承認された場合、任期は本総会終結の時から2021年10月期に係る定時株主総会の終結の時までの予定であります。
  2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  3. 安藤一郎氏及び若杉忠弘氏は社外取締役候補者であります。
  4. 安藤一郎氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、今後当社が成長していくにあたり、重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていくことを期待できるものと考えたためです。
  5. 若杉忠弘氏を社外取締役候補者とした理由は、コンサルティングビジネス及び教育に関する知見を有しており、今後当社が成長していくにあたり、重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていくことを期待できるものと考えたためです。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

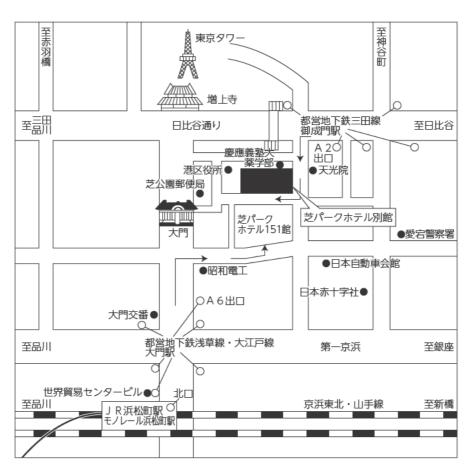
  - 度田により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
    6. 当社は、安藤一郎氏及び若杉忠弘氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
    7. 当社は、安藤一郎氏及び若杉忠弘氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合は、引き続き上記責任限定契約を継続する予定です。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
    8. 候補者佐谷進氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。

以上



## 株主総会会場ご案内図

会場:東京都港区芝公園一丁目5番10号 芝パークホテル別館 2階「ローズ」



【交通】 ■ 都営地下鉄三田線・御成門駅(A2出口) 徒歩約5分 ■ 都営地下鉄浅草線・大門駅(A6出口) 徒歩約6分 ■ 都営地下鉄大江戸線・大門駅(A6出口) 徒歩約6分 ■ JR京浜東北・山手線・浜松町駅(北口) 徒歩約11分

